

第7期見附市障がい福祉計画・第3期見附市障がい児福祉計画（案）に  
寄せられた意見と市の考え方

令和6年2月8日から3月8日までの間、「第7期見附市障がい福祉計画・第3期見附市障がい児福祉計画（案）」のパブリックコメントを行い、26件のご意見が寄せられました。意見の内容と市の考え方を、以下の通りお知らせします。ご意見をいただきまして大変ありがとうございました。

No.	意見の内容	市の考え方
1	目次について、P30「(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」が目次から抜けているのではないか。	ご指摘を受け、目次に追記しました。
2	P5とP13の表について 障害者手帳所持者に占める障害支援区分別認定者の割合には、障害ごとに差が見られるが、「手帳所持者で重度の人」と「支援区分別認定者で重度の人」は、同じ割合や同じ人数にならないのか。	「手帳の等級」は、障害の種類や部位および障害の程度を計るために等級分けしたもので、「障害支援区分」は主に障害福祉サービスを利用する際に必要となる、支援の度合いを認定するものです。手帳所持者の中で、障害福祉サービスを利用する人のみが障害支援区分を取得しますので、人数や割合は異なります。
3	P6、P9、P11の表について 各手帳の年齢層ごとの比率に加えて、5か年の比較があっても良いのではないか。精神障害者数は5年間で大幅に増加している。	同ページの上部の表に関する説明の中で触れているように、現状の表で5か年の推移を比較していますが、貴重なご意見として、今後の見直しの参考とさせていただきます。
4	表の名称について P6・P9・P11と、P8・P10・P12の表は、形式が同じなので、名称を統一してはどうか。	ご指摘を受け、統一しました。
5	P13の障害支援区分別認定者数について 経年の推移はどうか。また、「障害支援区分別認定者数の推移」と「障がいの種類ごとの利用者の推移」は、同じ傾向にあるのか。	障害支援区分別認定者数は、現行計画である「第4期見附市障がい者計画・第6期見附市障がい福祉計画・第2期見附市障がい児福祉計画」（以下、現行計画）に掲載されている令和2年度当初の人数から、10%程度増加しています。身体、知的障がい者数が増加し、精神障がい者数はほぼ横ばいです。精神障がいの利用が多い「就労継続支援B型」などは、区分を取得しなくても利用することができるため、精神障害者の手帳取得者数は増加していますが、区分認定者は横ばいとなっています。ご指摘を受け、R2年度の人数を追記しました。

No.	意見の内容	市の考え方
6	P18 の障がい福祉サービスの表について 現行計画の冊子の P117、P118 のように、サービスの区分（訪問系、日中活動系など）の表示が入ると、分かりやすいのではないか。	ご指摘を受け、P18 の障がい福祉サービスの表にサービスの区分表示を入れました。
7	P18 の障がい福祉サービスの表について 記載順を、P39～P59 までのサービスの見込量の掲載順と一致させた方が分かりやすいのではないか。	ご指摘を受け、P18 の表の記載順を、P39～P59 までのサービスの見込量の掲載順と一致するよう変更しました。
8	P18 の障がい福祉サービスの表について 掲載された実績と、P39～P59 掲載の実績値が一致しないのはなぜか。	P18 の障がい福祉サービスの表については、年間利用実績を掲載しているのに対し、P39～P59 の実績は基本的に 1 か月当たりの利用時間、利用人数となっています（端数の計算により、月ごとの積算と年間の数値が一致しない場合があります）。P39 以降の各事業の単位表記などは、県による計画の集計に準じた表記としています。
9	P18 の障がい福祉サービスの表について P44 からの日中活動系サービスの利用量の単位は利用日数（人・日）で、記載されているが、P18 の表では（人・時間）で記載されているということか。	
10	P18 の障がい福祉サービスの表について 短期入所の数値が福祉型と医療型の合算となっている。現行計画の冊子では巻末の資料編にてそれぞれが記載されている。本計画の P18 の表も、合算せずに別々の表記でいいのではないか。	現行計画の冊子では、P18 に障害福祉サービスの表が掲載されており、福祉型と医療型が合算されています。経年での比較ができるように、本計画の P18 でも合算表記としています。本計画の巻末でも資料編を掲載し、福祉型と医療型をそれぞれ分けて掲載する予定です。
11	P37 の基幹相談支援センターについて P37、P68 に「令和 8 年度での設置に向けて」との記載があり、P76 には「児童発達支援センター（令和 2 年 4 月に整備）」との記載ある。センターが 2 つ設置されるようだが、近接して設置されるのか。	児童発達支援センターは、障がい児の療育などを支援するサービス「児童発達支援」の、地域の中心として設置されるもので、令和 2 年に設置済みです。基幹相談支援センターは、相談支援事業の中核的位置づけとして障害福祉サービス等の総合的な案内や、専門的な相談支援を目的に設置されるもので、2 つは別のものとなります。基幹相談支援センターは令和 9 年度末での設置を目標に協議を開始しますが、設置場所については今後の検討となります。

No.	意見の内容	市の考え方
12	<p>P21 からの第3章について</p> <p>現行計画の冊子では「施策の展開」について掲載されているが、今回の計画案では省略されている。説明文・表・図を用いた説明があった方が良いのではないか。また、現行計画の冊子の「施策の展開」の中に掲載される「早期発見について」の表現は、「障がい者に対する保健・医療サービスの充実」の説明文の始めに、「障がいの早期発見や早期療育は、その後の障がいの軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから」の文言があると分かり易くなるのではないか。</p>	<p>障がい（児）福祉計画は、法定計画として市町村での策定が定められているもので、3年毎に改正される国の基本指針に則して更新しています。現行の計画は、もう一つの法定計画である障害者計画（6か年計画）と一体的に策定していますが、P2 に記載した通り、今年度は主に障がい（児）福祉計画部分についての見直しとなり、現行計画の冊子の P64 以降についての見直しとなるため、施策の展開などは掲載を省略しています。ご意見いただいた「早期発見～」の表現については、貴重なご意見として承らせていただきます。</p>
13	<p>P26 の地域生活支援事業の面的整備について</p> <p>現行計画の冊子の P69 のように、イメージ図があるとわかりやすいのではないか。</p>	<p>ご指摘を受け、P26 に面的整備のイメージ図を追記しました。</p>
14	<p>既存の障がい福祉施設、事業所の名称・所在地情報などを巻末資料で紹介してはどうか。</p>	<p>本計画はあくまで法定計画として目標や見込数値を策定するものであるため、事業所の住所、連絡先等については掲載しません。</p>
15	<p>P39 から始まる様々なサービスの説明の前に第4期見附市障がい福祉計画（平成27年3月策定）の P71 のような、サービスの全容を表す体系図があると、分かり易くなるのではないか。</p>	<p>障害福祉サービスの種類は市独自のものではなく全国的に一律の体系となることから掲載を割愛しましたが、貴重なご意見として今後の見直しの際に検討いたします。</p>
16	<p>P40 の重度訪問介護の実績について</p> <p>近隣市と記載されているが、見附市の実績には含まれないのではないか。例えば、P3 にある「二次保健医療圏域の実績」と表記する方法もあるのではないか。</p>	<p>サービスの利用実績は、見附市民が利用しているサービスの実績であり、所在地が市外の事業所も含まれます。表記については分かりやすい表現として「近隣市」のままとしました。</p>
17	<p>P46 の就労選択支援について</p> <p>掲載前後のサービスと種類が異なっている。掲載位置を変えてはどうか。</p>	<p>ご指摘を受け、掲載位置を P48 に変更しました。</p>

No.	意見の内容	市の考え方
18	<p>障がい児の人数の違いについて</p> <p>ページによって人数が異なっているが、考え方を聞かせてほしい。</p> <p>①66人 (P13 「障がい児保育の状況」の表 令和3年度)</p> <p>②15人 (P6表・P9表「6歳未満 令和3年」4人+11人=15人)</p> <p>③159人 (第3次見附市公立保育園民営化等実施計画 P7 「障害児・入園者数の推移」の表 令和3年度)</p>	<p>①見附市こども課で把握している、特性のある児童数を掲載しています。</p> <p>②身体障がい者手帳などの手帳を取得している児童数です。</p> <p>③見附市公立保育園が、気になる児童として認識している児童数になります。</p> <p>①と③は、成長の過程における特性など明確に障がいとして判断することが難しいケースについても、それぞれが広く把握するようにしているため、数値が一致しません。</p>
19	<p>サービスの不足について</p> <p>現行計画の冊子の P39、P89 に「短期入所のサービスが不足している」「利用できる施設の不足が課題」と記載されている。今回の計画書(案)においても P54「利用日数、利用人数ともに増加傾向」と記載あることから、施設が不足しているという課題に対する計画が期待されているのではないか。</p>	<p>ご意見の通り、市内のサービス事業所は不足の傾向にあります。障がい福祉計画は、サービスの必要量を計画として見込むことで、その提供体制の確保を図ることを目的としています。市内で見込まれるサービスの種類や量を、本計画に明確に盛り込むことで事業所の設置を促進していきます。</p>
20	<p>資料の閲覧について</p> <p>図書館では、第5期障がい福祉計画書がなく、また「見附市の保健と福祉」も平成24年度版までしか設置されていない。パブリックコメントの期間は、市役所などで参考資料が見れるように検討いただきたい。</p>	<p>過去の冊子については既に現物がありませんが多く、破損や紛失した場合には再設置が困難です。図書館に無い冊子の閲覧を希望される場合は、見附市健康福祉課までお問合せください。また、「見附市の保健と福祉」や現行計画は市 HP にも掲載されていますので、そちらも併せてご利用ください。</p>
21	<p>広報みつけの記事について</p> <p>2月号に「今年4月から、事業者には、障がい者への合理的配慮の提供が義務化」と紹介されているが、今回の計画、今後の施策と関連があるのか。</p>	<p>本計画では、すべて国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目標として、啓発・広報活動による相互理解を促進しています。今回の広報みつけの記事は、障がいに対する市民理解を広める取り組みの一環となります。</p>

No.	意見の内容	市の考え方
22	<p>P5「障がい者の状況」について</p> <p>「総人口に占める障がい者総数の割合は、年々増加し令和5年には2,133人で5.5%となっています。」としているが、粗いまとめ方と感じる。増加しているものと減少しているものを分けて分析すべきではないか。この分析をしっかりとしないと適切な施策が実施されない恐れがあるのではないか。(障がい者の3種類のうち「身体」は割合・人数ともに減少しているが、ほか2類型は増加している。)</p>	<p>P6以降、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者それぞれの増減について、年齢別や等級別の総括表にてわかりやすく掲載しています。</p>
23	<p>P13、P14「障がい児の保育・教育の状況」について</p> <p>児童・生徒全体に対する割合が不明である。この人数や割合の増減について分析をしっかりと行わないと、適切な施策が実施されない恐れがあるのではないか。</p>	<p>見附市の障がい者を取り巻く状況ということで、障がい児保育を実施している保育園と、対象となる児童数を掲載しています。児童の全体数の掲載については、貴重なご意見とし承らせていただきます。</p>
24	<p>P16「法定雇用率」について</p> <p>見附市内や三条職業安定所管内にこの制度が適用になる企業がどのくらいあるのかなど、計画内に明記すべき。制度に対する市民の認知度が低いと考えられることから、詳細な説明が必要である。</p>	<p>P16の表で、企業数、達成割合等を掲載していますのでご確認ください。</p> <p>また、法定雇用率については、本計画内にて詳細な説明を掲載することはできませんが、不足している情報として、令和6年4月から法定雇用率が引き上げられることなど追記いたします。</p>
25	<p>市民への理解の観点から、注釈等が必要だと感じる4点をあげる。</p> <p>①P7「内部障がい」</p> <p>②P8「身体障害者手帳所持者の等級」</p> <p>③P12「精神障害者保健福祉手帳所持者の等級」</p> <p>④P14「障害支援区分」</p>	<p>ご指摘の通り、それぞれの表などに注釈を追記しました。</p>
26	<p>認知症関連だけではなく、身体障がい者、障がい者を介護している人が、色々と話ができるような交流の場があれば、利用できるサービスなどの情報を得ることができるのではないかと。</p>	<p>見附市では、地域活動支援センター「あじさい」を設置しており、地域交流や創作活動の場を提供していますので、ぜひご利用ください。</p>